（別記様式３）

**新分野進出に係る事業計画書**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 進出した業種 |  | | |
| 進出の形態  ※該当するものに☑を付けること | □自らの会社による新分野進出  □単独で新分野事業を営む会社を設立  □共同出資により新分野事業を営む会社を設立 | | |
| 進出した時期 | 年　　　月　　　日 | | |
| 事業概要 |  | | |
| 支出の状況 | 支出時期 | 使　　途 | 金額（千円） |
|  |  |  |

　本書の内容は事実と相違ないことを誓約します。

令和　　年　　月　　日

許可番号（大臣・知事）第　　　　　号

所　在　地

商号又は名称

代表者氏名

「新分野進出に係る事業計画書」の記入に当たっての注意事項

１　対象となる事業

　　令和５年（２０２３年）１月から令和６年（２０２４年）１２月までの間に建設業以外の分野（以下「新分野」という。）に進出し、次のいずれかの要件を満たす事業

（１）建設業者が新分野に進出し、５百万円以上（税込）の支出を行ったこと

（２）建設業者が単独又は共同で、新分野事業を営む、県内に本店を有する新会社を設立し、５百万円以上（税込）の支出を行ったこと

２　記入上の注意

（１）「進出した業種」欄は、農業（ミカン栽培）、環境（リサイクル）、観光（旅館業）、福祉（介護サービス）等を記入すること

（２）「進出の形態」欄は、該当するものにチェックを付けること

（３）「進出した時期」は、令和５年（２０２３年）１月から令和６年（２０２４年）１２月までの期間内であること

（４）「事業概要」欄は、事業内容、事業規模、設備投資の状況等について記載すること

　　※パンフレットや写真等の添付は不要

（５）「支出の状況」欄は、合計金額が５百万円以上であることが分かるように記載すること

※１件５百万円以上のものが複数ある場合は、そのうちの１件を記載すること

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ＜記入例＞ | 支出時期 | 使　　途 | 金額（千円） |
| 令和６年４月１日  令和６年６月１日 | 作業用機械購入  種苗等材料費 | ３，０００千円  ３，０００千円 |

新分野進出に係るＱ＆Ａ

|  |  |
| --- | --- |
| 質問事項 | 回答 |
| ①　進出分野の範囲に要件がありますか？ | 農業分野、環境分野、福祉分野等が主な進出分野として考えられますが、その他の分野でも構いません。  ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第３条の営業許可を受けている業種については、加点の対象として認められない場合があります。 |
| ②　事業の目的を登記する必要がありますか？ | 進出した事業については、商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）の目的欄で確認しますが、明記されていない場合は、定款または総会・取締役会等議事録の写しを確認します。  ※個人事業者は不要です。 |
| ③　進出時期が令和４年（２０２２年）１２月以前の場合は対象となりますか？ | 対象となりません。  ただし、対象期間内に新たに他分野に進出し、５百万円以上（税込）の支出を行った場合には対象となります。  （例）  ○･･･平成30年（2018年）に農業分野に進出してみかん栽培を行っているが、令和6年（2024年）年4月に１千万円の設備投資を行い、みかんの加工食品の販売に着手した。  【農業から製造業への進出】  ×･･･平成30年（2018年）に農業分野に進出して果樹栽培を行っているが、令和6年（2024年）4月に１千万円の設備投資を行い、野菜栽培に着手した。 |
| ④　支出の内容に要件はありますか？ | 施設整備や機械購入等の初期投資に係る費用、材料費や人件費等の営業に係る費用について新分野事業に関係することが明らかな支出に限ります。  なお、対象期間内に新会社設立のための出資金も支出として認めます。（※５百万円以上必要）  また、既に新分野に進出していて、他分野に進出するための増資についても支出として認めます。 |
| ⑤　新会社設立の場合で、会社ではなく社長が個人で出資した場合は対象となりますか？ | 会社としての出資がなければ、対象となりません。決算書類、定款、議事録等で確認します。  なお、個人事業者は、事業主本人が出資者であることが必要です。 |
| ⑥　共同出資の場合、共同出資額が５百万円以上あれば対象となりますか？ | 単独で５百万円以上の出資があることが必要です。 |
| ⑦　新会社設立の場合で、新会社でも５百万円以上支出していることが必要ですか？ | 新会社における５百万円以上の支出は必要ありませんが、新分野事業に係る支出が全くない場合には対象となりません。 |